

地域でつくる個別避難計画

避難行動要支援者の助け合いガイド

●避難行動要支援者とは？

介護が必要な高齢者や障がいをお持ちの方など、災害時に自ら避難することが困難で、支援を必要とする方を「避難行動要支援者」(以下「要支援者」という)といいます。

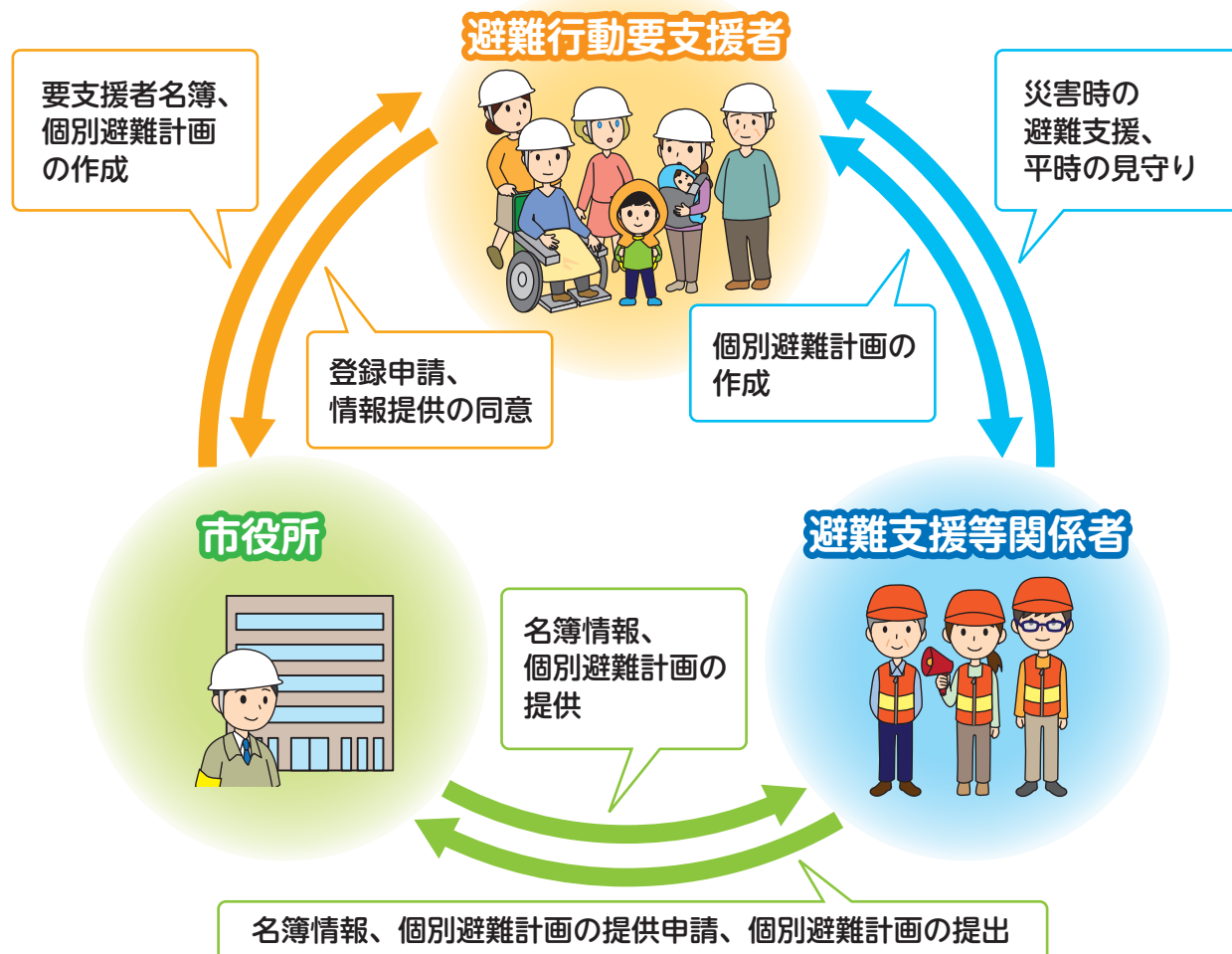
●個別避難計画とは？

要支援者一人ひとりの避難支援のための計画を「個別避難計画」といいます。

●要支援者への支援

自主防災組織、町内会、民生委員などの「避難支援等関係者」(以下「関係者」という)が連携し、災害時に向けて、平時から見守り活動を行うなど、地域で取り組む助け合いの仕組みです。

地域で取り組む助け合い



●災害時には地域の人の力が必要です！

大きな災害が発生した直後は、市の支援が間に合いません。いざというときに頼りになるのは、町内会などの地域の方々や、隣近所をはじめとした住民同士の助け合いです。

日頃からの地域関係づくりが、いざというときの助け合いに繋がります。

平時からの取り組み

- 顔の見える関係づくり ・日頃からの声かけ、見守り活動
- 情報の整理・収集 ・支援が必要な方の情報を集める
- 助け合いの体制づくり ・安否確認や情報伝達の方法を決める
- 防災訓練の実施 ・避難場所やルートの確認

災害時の助け合い

- 隣近所で声かけ
 - ・安否確認
 - ・災害情報の伝達
- 必要に応じて支援
 - ・避難場所へ誘導
 - ・救出救助に協力

●災害時の避難支援に関わる主な関係者

支援を受ける方

【避難行動要支援者(要支援者)】

豊明市では以下①～⑤に該当する方(施設入所や長期入院中の方を除く)を対象としています。

- ①介護保険法に基づく要介護状態3以上の方
- ②身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方
- ③療育手帳A判定をお持ちの方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ⑤その他上記に準ずる方で、避難行動に支障があると市長が認める方



支援する方

【避難支援等関係者(関係者)】

要支援者の避難を支援する方。豊明市では以下の方を指します。

- 豊明市職員
- 民生委員・児童委員
- 行政区長・自主防災組織・町内会
- 社会福祉協議会、地域包括支援センター
- 警察・消防
- その他市長が必要と認める者



●避難行動要支援者名簿と個別避難計画の関係

支援が必要な方を名簿化

避難行動要支援者
名簿への登録

どう避難してもらうかをまとめる

個別避難計画の作成

個別避難計画に基づく
災害時の避難支援

■避難行動要支援者名簿(要支援者名簿)

- ▶市が要支援者を把握し、あらかじめ登録しておく名簿です。
- ▶要支援者本人が同意した場合、本人の名簿情報が関係者に提供されます。

■個別避難計画

- ▶要支援者名簿に登録された方一人ひとりの災害時避難支援のための計画です。
- ▶作成には関係者なども携わります。

●個別避難計画を作成する流れ

① 作成支援チームを決める

- ☐ 地域の役員、自主防災組織の方、民生委員の方などで作成にメインで関わる方を決めます。

2 作成すべき対象者と優先順位を決める

- 要支援者名簿を確認し、個別避難計画を作成すべき対象者と優先順位を決めます。

3 訪問してみる

- ☐ 作成支援チームの方などと対象者を訪問してみましょう。
- ☐ 計画の作成について説明し、同意を得ます。

4 要支援者への聞き取り・計画の作成

- 作成支援チームの方、福祉専門職、ご本人、ご家族などで集まり（又は訪問）、要支援者ご本人（又は代理の方）に聞き取りを行います。支援者の候補が居れば一緒に同席してもらいましょう。
 - 聞き取りには「個別避難計画作成マニュアル」を使い、様式に記入していきます。
- 



地域作成様式(おもて)

豊明市 個別避難計画

避難支援 **【先方住所】避難希望者(避難希望者)の住所**

避難先 **【避難先】避難先(避難先)の住所**

■本人(避難行動要支援者)に関すること

フリガナ	生年 月 日	入居(避難先) 年 月 日	年 月 日	区
	年 月 日			
氏 名	自宅電話番号	市内会	性別	男・女
	携帯電話			
住 所				姓名
四路家族	昼間 一人暮らし・夫・妻・父・母・子・孫()			
	夜間 一人暮らし・夫・妻・父・母・子・孫()			

■支援が必要な理由(あてはまるものをすべて○)

☐ 立ちこもりや行動ができない	☐ 音や臭いなどに敏感ににくい	☐ 物が見えない(見えにくい)
☐ 言葉や文字の理解が難しい	☐ 危険などを判断できない	☐ 顔を覚えても家族等と分らない
☐ その他 ()		

■支援の方法、支援に必要なもの

■避難支援する人(団体) ※避難支援連絡先(※)に住所を記入する

フリガナ	
------	--

5 計画の完成・市への提出

- ☐ 支援者の調整など、聞き取りで計画が完成しない場合は、必要に応じて調整を行い、計画を完成させます。

6) 訓練の実施・計画の見直し

- ☐ 避難訓練を実施し、個別避難計画の実効性を検証します。
- ☐ 訓練後、振り返りを行い課題等を踏まえ、計画を修正しましょう。
(※修正した場合も計画を市へ提出してください。)

注意

要支援者本人やご家族に、個別避難計画は「可能な範囲で避難支援を行うもので、身の安全を保証するものではない」ことを説明し、理解してもらいましょう。また、支援者に対し法的な義務や責任は生じません。

よくある質問

Q. 避難行動要支援者の支援は、市がやるべき仕事ではないの？

A. 大きな災害が発生したとき、行政による避難誘導や安否確認には限界があります。東日本大震災や過去の大きな災害の例を見ても、被災した方のほとんどが隣近所や地域の方に助けられています。日頃から地域の関係づくりを進め、いざというときの支援体制を整えておくことが大切です。

Q. 災害時には必ず要支援者を助けなければいけないの？

A. 災害はいつ起こるか分からず、支援者も被災する可能性があります。災害が発生した直後は、まずはご自身とご家族の安全を確保し、無理のない範囲での支援をお願いします。

Q. 支援者になったら、どんな責任を負うの？

A. 要支援者への支援の取り組みは、できる範囲で行っていただくものです。支援ができなかったとしても責任が生じるものではありません。

Q. 町内会未加入者も支援しなければいけないの？

A. 市が提供するリストには、町内会の加入未加入を問わず、災害時に地域からの支援を希望する方を掲載しています。支援のための訪問などをきっかけに、町内会に加入することも考えられます。町内会未加入の方についても、日頃から見守り活動を行っている民生委員や地域の各種団体と協力・連携することで、支援のための取り組みを進めていくことが大切です。

Q. 町内会役員は1年交代で、取り組みを進めるのが難しいのですが、どのように取り組めばいいの？

A. 新任者が慣れるまでは前任者と一緒に活動するなど、役員が交代しても活動が引き継がれる工夫が大切です。役員の他に要支援者の支援に取り組むメンバーを募り、継続して取り組む方法も考えられます。災害に備えるには、日頃から要支援者との関係づくりを行っていく必要があることから、組織として継続的に取り組むことができる体制づくりが大切です。